

平成26年鞍手町議会第1回臨時会会議録（第1号）						
平成26年 2月26日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議					議 長
	平成26年 2月26日 午後1時00分					川野高實
	閉 会 開 議					議 長
	平成26年 2月26日 午後2時19分					川野高實
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 11人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 1人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	8	須藤敏夫		9	久保田正之	

職出 務席	議会事務 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 局長補佐	武谷朋視	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	久保田隆一	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	企画財政 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道 課長	原敏勝	出欠
	福祉人権 課長	鯨坂健二	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	税務住民 課長	藤原光徳	出欠	保険健康 課長	長友浩一	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠			
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成26年第1回鞍手町議会臨時会議事日程

2月26日 午後1時開議

第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 平成25年度鞍手町一般会計補正予算（第7号）

平成26年2月26日（臨時会）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

只今から、平成26年第1回鞍手町議会臨時会を開会します。

町長より行政報告の申し出がありますのでこれを許可します。

町長。

○町長 徳島 眞次君

中山西区用地B用地の処分について、行政報告をいたします。

昨年12月定例議会におきまして、中山西区用地A用地につきましては、遠賀ダイキユー運輸株式会社への処分についてご承認をいただきました。

中山西区用地B用地につきましても昨年11月からほぼ同時期に2社の企業と協議を行って参りました。

B用地につきましては、A用地と同様に1区画で売却する予定でしたが、今回本町に進出を検討されていた企業2社が求められていた面積がB用地の3分の1と3分の2であったことから、B用地をそれぞれ希望面積に分割し売却することといたしました。

なお、分譲価格につきましては、B用地を分割することから文筆登記に伴う費用や新たな出入口の工事費用並びに一部貸付特約を付した条件付売買契約であることから、A用地より5%上乗せした処分価格、平米当たり6,240円で合意し、契約を締結いたしました。

進出される企業2社に関する概要につきましては、別紙資料を添付しておりますのでご参照下さい。

なお、今回B用地が処分できたことに伴い中山西区用地の全区画の売買契約が締結できたことから3月定例議会に関係議案を提出させていただく予定です。

以上、中山西区用地の処分について、行政報告を終わります。

○議長 川野 高實君

以上で行政報告を終わります。

まず、町長より提出されております工事請負契約状況報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により議長において、8番議員 須藤敏夫君及び9番議員 久保田正之君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日間に決定しました。

次に、日程第3 議案第1号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第3 議案第1号について、提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第1号は、平成25年度鞍手町一般会計補正予算（第7号）であります。

本補正予算は、鞍手町立鞍手中学校改修等整備工事の工期が平成26年度中まで延長することが見込まれ、新たな消費税率の適用を受けることにより消費税率引き上げ分に相当する予算の追加及び全国的な公共工事等の発注増加に伴う労務単価の上昇とともに資材の高騰等、並びに平成26年度から適用される新たな耐震基準を満たすための設計変更等により予算を追加する必要があるため補正を行うものであります。

今回の補正第7号につきましては、歳入歳出それぞれ1億934万6千円を追加し、予算総額を、歳入歳出それぞれ82億869万5千円といたしました。

以上が、日程第3 議案第1号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほどよろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第1号について、まず歳出より質疑をお受けします。

事項別明細書の10頁をお開き下さい。

10款 教育費について質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

中身についてももう少し詳しく教えていただきたいのですが。建築工事監理委託料がマイナス1,300万円という形になっていますが、それについてお答え下さい。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

まず、内容としましてはトイレの増設工事を予定しております。

先程町長から説明がありました天井の耐震基準の変更に伴う設計変更の分の工事でございます。

委託料につきましては、工事の。

○議長 川野 高實君

三戸課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

建築工事監理委託料の減額分につきましては、まず1つは契約が調っておりますのでその執行残がございます。ただ、執行残の中には、その下の工事請負契約の4月以降の変更分が想定されますので、それも予算を確保した上での減となっております。

具体的には、今の委託料につきましては、予算は4,857万4千円でございます。そして現在の契約金額は3,360万円、それに4月以降の契約変更見込み分の財源確保133万6千円を残しまして、残る不要額を減額する内容になっております。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

もともと4,857万のところを3,360万ということですが、執行残にしてはちょっと額が多いのではないだろうか考えるのですが、その点についてはどうでしょうか。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

これにつきましては、入札の結果の残額ということになります。以上です。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

入札残がもの凄く大きいなと感じますが、それはそれとして、先程ちょっと説明されました工事費の中身についてももう一度お願いします。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

中身につきましては、まず1点がトイレの増設ということで上げさせていただいております。これにつきましては、トイレの数は現在標準の配置でクラスに1個程度の配置を予定しておりますが、休み時間の有効活用や待ち時間等を考慮し増設を望む意見や、もう一点は最近のゲリラ豪雨等を想定して遠賀川の堤防が決壊した場合の災害時の避難場所として新たになりうることも検討した結果、増設を計画することになりました。これにつきましてはの金額が約3,900万円。

それから天井の耐震基準に伴う設計変更としまして、東日本大震災の教訓により国土交通省において建築基準法施行令等の改正が行われ、つり天井に関する技術基準が平成25年8月に交付され26年の4月に施行されますので、それに伴う天井補強に関する工事でございます。これは因みに設計段階では明らかではございませんでした。この工事費が約2,500万円となっております。

それから、その他の分といたしまして2月1日の資材の上昇の確定分としまして、鉄筋工事の資材高騰分等が確定しております。その鉄筋の上昇分と、校舎は改修工事のために解体後におきまして給排水の洗浄工事や、給水管の改修工事が必要であるということが判明いたしました。それ等の工事に約3,200万円。

それから次に、太陽光設備工事の変更に伴う減額といたしまして約2千万円を減額しております。これにつきましては中学校の屋上を利用して、鞍手町が発電事業を行うことになったことによる工法の変更の減額でございます。

次に、消費税の増税分といたしまして、平成26年度への工期が延長されたことに伴いまして、現契約に対する消費税のアップ分、設計変更に対するアップ分及び4月以降の労務単価や資材の高騰分に伴うアップ分であります。これを5,600万円程見込んでおります。

最後に、国土交通省が2月1日付けで発表しました労務単価の上昇8%に対する財源の確保や、4月以降の人件費、それから資材の高騰分としての見込みを1億200万円程幅をもって見込んでおります。以上が補正予算の額ということになります。以上でございます。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

9頁をお開き下さい。

一括して質疑をお受けします。

質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

ここでは過疎対策事業債が普通の地方債に振り替えられていますけれど、過疎債が減額されるのは20%国から減らされるということで、他の事業に充てられた過疎債について全て減額補正をしておいたと思うのですが、何故またここで振り替えることが必要になったのかと、これを一般の事業債、地方債に振り替えることで鞍手の持出分、手出し分はどれぐらい増えるのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

まず、過疎債の予算につきましては、一般会計でまず当初16億8,870万円計上しております。一次要望後に22.05%カットするような指示があつています。ただその際には、その段階では予算は扱っておりません。その後、また二次要望もございますので、この二次要望の段階で、一次要望で削減された分と追加の事業等の分で、合わせてまた二次要望を行っております。ただ最終的に二次要望も一部カットされております。

最終的に過疎債につきましては、この7号補正を編成後に県の方から追加配分という内示

があります。その額は4,790万円追加配分があります。最終的には、この過疎債は当初予算の16億8,870万円に対しまして、先程の追加配分も合わせまして、これは3月議会の方で調整をさせて頂くこととなりますけれども、その調整後で今の予定では15億4,870万円という形になっております。

当初予算と比べると1億4千万円の減で、率にすると8.3%要望額から最終的には減っているという形になっております。この減った分の財源につきましては学校債の方に振り替えたり、また当初計画していた事業については事業を先送りするという形で予算を調整しております。以上です。

○12番 岡崎 邦博君

どれぐらいの手出し分が増えますか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

今回の7号補正までですと一般財源の持出は、25年度は9,519万1千円となります。3月で追加配分がございますので、その分を差し引きますと最終的に一般財源の持出は4,729万1千円という形になります。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

私が聞きたかったのは過疎債でこの事業が全てできたとすれば、要するに7割は国のキックバックというか益というかがあって3割の負担で済むわけです。利率についてはどうなっているのか分かりませんが。従って支出、町が10年間かかって過疎債を元利償還していく上での金額と、事業債で行った場合は100分の100全部事業として認められるかどうか分かりませんし、その内の何割がまず認められるかということと、それに従って利率もどういうふうになっているのか分かりませんから、これの償還が10年なのか、15年、20年かも分かりませんが、普通事業債にした場合学校債になるのだと思いますが、した場合に総額で過疎債と比較すれば差が出ると思うのです。要するに町が最終的に償還していく金額が、その差額はどうなるのかということでお尋ねをしたかったのですが。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

その数字については、細かい数字は今持ち合わせておりません。ただ、当然過疎債につきましては70%が交付税対象になりますし、学校債につきましては、これはその事業について充当率と交付税措置が若干異なりますけれども、概ね交付税措置は約60%はございますので、額的に言うとそこの差が過疎債と学校債の差になるというふうに考えています。

以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

よかったら後ほどいいですからそれを出していただければというふうに思います。

それと、殆どがこの過疎債の手当が中学校の建設とそれに関連する通学路に充てられているのですが、これは他に事業全部減額補正してしまいましたけれど、これが他の事業だったら、例えば過疎債が充当できたのではないかとか、過疎債の総額で県は判断をしてきたのか、過疎債の中身について判断をして減額をしたのかということについては分かりますか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

その詳細については最終的に県からの通知になりますので、申請の段階ではそれぞれ事業別で申請はしておりますけれども最終的なカット分というのは一律で行われておりますので、最終的な財源の割り振りについては市町村では分からないということです。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

事項別明細書ではなくて地方債の補正のところ、5頁、中学校武道場建設事業債、これ自体が減っているというのは、その意味を教えてくださいと思います。2千万円ほど減っていますが。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

5頁の中学校武道館建設事業債につきましては、当初この充当の分は5,490万円、これは武道館分として上げておりました。最終的に事業の中でこの事業費が3,400万円の充当率になりましたのでその分をカットしているということです。

○議長 川野 高實君

宇田川亮君。

○11番 宇田川 亮君

単純に見て、この建設費用自体がそんなにかからないから限度額を減らしたのではないだ

ろうかと思ったのですが、そうではないのですか。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

事業費が下がったことによる起債の減額という形になります。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第1号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第1号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

これより、委員会審査のためしばらく休憩します。

休憩 13時36分

再開 14時15分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

先程の宇田川亮議員の質問に対する企画財政課長の説明が若干間違ったところがありましたので再答弁をさせます。

三戸企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

先程の議案質疑におきまして宇田川議員よりご質問をいただきました予算書の5頁、第3表地方債補正につきまして、先程の答弁で工事費が減額したことによって5,490万円が3,400万円になったと答弁させていただきましたが、これは誤りでございます。

この減額となった理由につきましては国の補助金、教育費、国庫補助金が増額になったことにより地方債の起債の額が減額になったことが理由でございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長 川野 高實君

次に進みます。

日程第3 議案第1号を議題とします。

本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

原総務文教委員長。

○6番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第1号 平成25年度鞍手町一般会計補正予算（第7号）。

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第1号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第1号について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第1号 平成25年度鞍手町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成26年第1回臨時会を閉会します。

閉会 14時19分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 川野 高 實

議員 須藤 敏 夫

議員 久保田 正之